

平成25年第4回北海道議会定例会 一般質問 開催状況
(経済部経営支援局国際経済室)

開催年月日 平成25年12月4日
質問者 公明党 吉井 透 議員
答弁者 知事、経済部長

質問要旨	答弁要旨
<p>一 海外との交流について (吉井議員) 通告に従いまして、以下、知事に伺います。 知事においては、3期12年の高橋道政の実質的な仕上げとなる平成26年度予算編成に向けて取り組まれるものと考えますが、北海道がこの国の未来にしっかりとした役割を果たしていくためにも、是非、知事には、その礎を築いていく強い決意と大胆な実行力を持ち、道民の負託に応えていただきたいと考えております。 そこで、道民生活に直結する様々な課題について、以下伺ってまいります まず、海外との交流についてであります。</p> <p>(一) サハリン州との交流について (吉井議員) はじめに、サハリン州との交流について伺います。 道は、平成20年に締結した「友好・経済交流促進プラン」に基づき、これまでサハリン州とさまざまな交流事業を展開してきております。このような中で、本年9月、道とサハリン州との経済協力提携15周年記念事業として、知事を先頭に、経済界や道北6市の方々、さらには、農業関係者などから成る総勢140名にも及ぶ方々とサハリン州を訪問され、経済分野や保健医療、環境など、さまざまな分野で交流を深められました。特に、旭川市を含めた道北6市が主体となり実施した物産展では、2日間で1万6千人を超える人々が来場するなど、大変な盛り上がりであったと伺っており、今後の交流促進に向けて、一定の成果を得たものと考えております。一方、先月19日からは、サハリン州のホロシャビン知事が、経済関係者ら約50名の訪問団とともに来道され、民間企業の進出支援やエネルギー分野での技術協力など、経済連携に向けた取組をさらに強化することになったものと承知しております。いずれにしても、わが国の中でも、ロシア極東地域と地理的に隣接する本道こそが、今後、より一層、両地域の交流促進に向けて、引き続き、具体的な取組を展開すべきと考えます。知事の所見を伺います。</p> <p>(二) ASEAN地域との交流について 1 幅広い分野での交流促進について (総政部国際課) (吉井議員) 次に、経済発展が期待されているASEAN地域との交流についてであります。 これまで、ASEAN地域との交流は、観光や貿易における取組が中心でありましたが、息の長い交流を実現するためには、ビジネスの視点に加えて、文化やスポーツ、さらには、環境や健康などの分野において、これまでの枠組みにとらわれない交流を図ることが重要であります。 また、これらの地域との交流は、道のみならず、市町村、経済界、大学や研究機関、NPOなどの各種団体が参加することにより、交流に厚みと広がりを生み出すことができるものと考えております。 来年2月には、北海道とタイ・チェンマイ県との友好関係協定締結から1周年という節目を迎えることから、より一層、ASEAN地域との幅広い交流促進に向けて、多様な「交流の芽」を育てる取組を、ぜひ道が中心となって進めるべきと考えます。 知事の所見を伺います。</p>	<p>(知事) 最初に、サハリン州との交流についてであります。道とサハリン州との友好・経済協力提携15周年に当たる本年は、9月に私が、道内企業や自治体の方々などとサハリン州を訪問をし、続いて先月には、ホロシャビン・サハリン州知事が、経済ミッションを率いて来道されるなど、これまでになく官民一体となった交流の促進が図られてきているところでございます。 道といたしましては、こうした気運の盛り上がりや契機に新たな「友好・経済交流促進プラン」の具体化に向け、医療・保健・文化・スポーツなどのさまざまな分野における相互協力可能なプロジェクトのリスト化を進めるとともに、交通インフラやエネルギーなど、ナショナル・プロジェクトに関する意見交換も行い、日露交流のトップランナーとして、交流の一層の発展に取り組んでまいります。</p> <p>(知事) ASEAN 地域との交流についてであります。昨年10月、新千歳-バンコク間の直行便就航を契機に、タイとの交流が観光をはじめ青少年交流など様々な分野で拡大をしてきているところであり、本年2月には、本道とチェンマイ県との友好関係協定を締結をし、今後の相互交流について協力することを確認をしたところであります。 また先月、道内企業の現地進出を支援する商談会を行ったベトナムなども含め、今後、経済的な発展が見込まれる ASEAN 地域とは、道や市町村、経済界などが一体となり、観光や貿易はもとより、文化やスポーツなど様々な分野における幅広い交流を進めていくことが必要と考えます。 このため、タイ王国の政治状況なども踏まえながら、できる限り早く、私自身がチェンマイ県及びバンコク特別市を訪問する事を検討して参ります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 経済交流について (吉井議員) 次に、経済交流についてであります。 ASEAN地域の中でも、特にタイとは、昨年、首都バンコクと直行便で結ばれ、今年も、ビザ免除や、デイリー運航が開始されるなど、さらなる往来の拡大が期待されております。 また、ASEAN地域は、2015年を目途とした「ASEAN経済共同体」の実現に向けた動きなどから、世界経済の中で存在感を増しているものと考えます。 こうした動きを道内経済の活性化に活かすためにも、これらの地域の経済交流を一層促進すべきと考えます。 今後、ASEAN地域との経済交流を更に加速させるために、道として、具体的にどのような取組を展開されようとしているのか、知事の所見を伺います。</p> <p>(三) クールジャパン戦略について (吉井議員) 次に、クールジャパン戦略についてであります。 国のクールジャパン戦略は、経産省や文科省、総務省、さらには農水省など、各省庁を横断した幅広い内容となっており、また、先月末には、クールジャパン推進機構が正式に稼働を開始し、今後の国の支援策なども示されております。 このような中で、道も、これまで、アジアに向けて北海道の魅力発信を強化する「クール・HOKKAIDO」戦略に取り組み、国のクールジャパン戦略の補助金の有効活用を視野に、外国人観光客の誘致促進や、道産品の輸出拡大などに取り組んでいるものと承知しておりますが、一方で、道内企業は、首都圏の大手企業に比べると、その可能性を十分に発揮しきれていない状況にあります。 この際、道のクール・HOKKAIDOの取組を国に対し、積極的にアピールするためにも、具体的なビジネスモデルの構築に取り組むとともに、今後、道内の幅広い連携も含め、クールジャパン戦略に、積極的に取り組むべきと考えます。 知事の所見を伺います。</p>	<p>(経済部長) 海外との交流に関し、今後のASEAN地域との経済交流についてであります。道では、今年度、タイにおいて物産展や商談会を実施したほか、先月には、ベトナムにおいて、道内IT企業の現地進出を支援する取組などを行ったところでございます。 今後は、シンガポールのバイヤーを道内に招聘した商談会を開催するほか、タイとの絆の深い道内のNPO法人と連携し、バンコクにおいて、道産品をはじめ、本道のさまざまな魅力を幅広くPRする交流会を開催することとしていただいております。 今後とも、金融機関や政府機関をはじめ、現地におけるネットワーク機能を強化し、輸出や技術交流等、道内企業の活動を行う環境を整え、ASEAN地域との多角的な経済交流を一層拡大してまいりたいと考えております。</p> <p>(知事) 次に、クールジャパン戦略についてであります。国においては、クール・ジャパンを成長戦略に位置づけ、ファンドの創設をはじめ、さまざまな支援策を拡充しており、道としても、こうした視点を活かした取組を進めるため、庁内横断の推進体制を整えるとともに、本道のさまざまな魅力と商品等を海外に総合的に発信するための共同番組の制作や情報発信モールの設置に向けたビジネスモデルの実証に取り組んでいるところであります。 今後、こうした取組の成果を踏まえ、国の支援策も活用しつつ、文化・スポーツや映像・デザイン産業のほか、ものづくり、農林水産業等多様な主体との複合的なネットワークを構築するなどして、「クール・HOKKAIDO」の気運を全道に広げ、地域や道内企業の海外展開を促進してまいりたいと考えております。</p>

質問内容	答弁内容
<p>二 医療対策について</p> <p>(一) 地域医療の確保について</p> <p>次に、医療対策についてであります。まず、道民生活の基盤である地域医療の確保についてであります。地域の医療機関における医師の不足は、依然として大変深刻な状況にあり、特に、都市部と地方の医療機能や療養環境に大きな格差が生じているところであります。わが党としては、こうした医師の地域偏在を強く危惧し、医師確保や、ドクターヘリの導入など、様々な対応の必要性について何度も訴えてきたところであります。</p> <p>1 医師派遣の取組について</p> <p>まず、医師派遣の取組について伺います。道は、これまで市町村や医育大学、医師会とも連携しながら、地域医療の再生に向けて、様々な取組を行っていることは十分承知しておりますが、地域に医師を定着させることが困難な状況が続いている現状を考えると、今後、新たな視点での医師派遣の取組が必要ではないかと考えております。このような中で、先般、釧路を拠点とする民間の医療機関が、札幌市内に病院を整備し、札幌圏で医師を確保するとともに、道東圏の医療機関に医師を派遣する体制を整えるという取組が報道されました。これは、道がこれまで取り組んできた医師確保対策の考え方を大きく転換する新しい試みであり、地域での医師確保に向けて、大変有効な方策であると考えます。わが党は、先の第三回定例会においても、地域医療を取り巻く現状を訴えてまいりましたが、その際知事からは、「今後、関係団体の意見を聞きながら、より効果的な医師派遣システムについて検討する」などの答弁がありました。その取組を今後、尚一層具体的に進めるためにも、都市部から地域への医師派遣について、これまでの医育大学に加え、民間医療機関との協力・連携などによる新たな枠組みを検討すべきと考えます。知事の所見を伺います。</p> <p>2 総合内科医の養成・確保について</p> <p>次に、総合内科医の養成・確保についてであります。近年、医療の専門化や細分化の傾向が強まり、多くの医師が専門医資格を取得されておりますが、本道においては、地域の医師不足が深刻化している実態にあることから、それぞれの医療機関で診療科ごとに専門医を確保することは極めて困難な状況にあります。このような中、本年4月、国の検討会において、取りまとめられた報告書の中では、総合的な診療能力を有する医師を「総合診療医」とし、専門医として位置づけられたものと承知しております。道は、平成22年度から「総合内科医養成研修センター運営事業」を行ってきていると承知しておりますが、総合的な診療を行うことができる医師の養成や確保に向けて、今後、道としてどのように取り組んでいくのか所見を伺います。</p>	<p>【知事】</p> <p>地域への医師派遣についてであります。道では、地域医療の確保を図るため、これまで、自治医科大学卒業医師の配置や医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣のほか、都市部の医療機関の協力による緊急臨時的な医師の派遣や脳神経外科、麻酔科などの専門医の派遣を行ってきたところであります。</p> <p>しかしながら、本道における医師不足は依然として深刻な状況にありますことから、今後、これらの取組に加え、医育大学をはじめ医師会や病院協会など関係団体のご意見を伺いながら、医育大学や民間病院を含めた複数の医療機関との連携により、医師派遣の協力を得るためのシステムについて、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>医療対策に関しまして、まず、総合内科医の養成・確保についてでございますが、道では、平成22年度から、幅広い診療能力を有し、総合的な診療に対応できる医師の養成を目的に、道内23の医療機関を「総合内科医養成研修センター」に指定をして、総合診療医の養成などに対する支援を行ってまいりました。</p> <p>現在、研修センターの指導医等で構成する協議会を設置し、これまでの事業の評価・検証をはじめ、研修修了者の地域勤務に向けた支援の仕組みづくりの検討を行っているところでございまして、今後、更に、各研修センターの研修プログラムを広く道内外の医育大学に周知するなどして、多くの医師に、本道において総合診療を目指していただくための取組を進めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(二) 風しんの感染予防対策について 次に、風しんの感染予防対策についてであります。</p> <p>昨年から、首都圏などを中心に全国的に風しんが流行し、道内でも、今年度100名以上の方が風しんに罹っている状況にあります。</p> <p>また、道内では発生していないものの、妊娠20週頃までの妊婦の方が、風しんウイルスに感染すると、出生児が難聴や白内障などの障がいをもって生まれてくる、いわゆる先天性風しん症候群の患者が全国で20名以上発生するなど、社会的問題となっております。</p> <p>そのような中、国においては、来年度、先天性風しん症候群の予防のために、予防接種が必要な者を抽出するための抗体検査を、医療機関等で実施する取組を進める方針であると承知しており、道としても、この国の取組を踏まえて、しっかりとした対応を行う必要があると考えております。</p> <p>道は、来年度に向けて、どのような風しん対策に取り組みされるのか、知事の所見を伺います。</p>	<p>【保健福祉部長】 風しん対策についてでございますが、風しんは、今年、全国的に春先から夏場にかけて流行し、妊婦の方々の感染による先天性風しん症候群の発生が心配されております。</p> <p>このため、道では、ホームページに風しんに関する情報を新たに掲載するなど、道民に対する正しい知識の周知に努めるとともに、北海道医師会や医薬品卸売販売業者と緊急時におけるワクチンの在庫状況の把握や調整など、ワクチンの安定供給のための取決めを行ったところであります。</p> <p>今後、これらの取組を着実に推進するとともに、国において予防接種に当たっての抗体検査の実施に関する検討が進められていることから、こうした状況も踏まえながら、風しんの感染予防対策に万全を期してまいりたいと考えております。</p>

平成25年第4回北海道議会定例会（一般）開催状況

開催年月日 平成25年12月4日（水）
 質問者 公明党 吉井透 議員
 答弁者 知事 高橋はるみ
 食の安全推進監 北村 健

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 食の安全・安心の推進について 次に、食の安全・安心の推進についてであります。</p> <p>(一) 適正な食品表示について まず、食品表示の適正化についてであります。 食材の偽装表示が道内でも相次いで発生しておりますが、国内はもとより、世界に向け、安全で安心な食の生産供給基地を目指す本道にとって、極めて遺憾なことと考えます。 知事ご自身も、この問題について、先般、「事業者が消費者に誠実で安全・安心なものを提供する意識を持ってもらうことが重要」などと述べられております。 道は、食の安全・安心条例に基づく、第3次「北海道食の安全・安心基本計画」を策定中であると承知しておりますが、食品表示の適正化という観点からも、非常に憂慮すべき事態と考えます。 知事の所見を伺います。 また、第3次「北海道食の安全・安心基本計画」において、食品表示の適正化に関し具体的にどのような施策を盛り込んでいくのか、併せて伺います。</p> <p>(二) 食育推進計画について 次に、食育推進計画についてであります。 道は、平成21年に、第2次「食育推進計画」を策定し、現在、来年度からスタートする、次期食育推進計画の策定に向けて、様々な検討などに取り組まれているものと承知しております。 しかしながら、この間、道内市町村における食育推進計画の策定状況は、全体の4分の1程度の47市町村にとどまっており、策定率は約26%の全国45位と、大変遅れている状況にあります。 本来、道内全ての市町村が早急に食育に係る推進計画を策定し、中長期的な視点から取り組むべきと考えます。 知事の所見を伺います。 また、この計画は、庁内では農政部が中心となって策定しておりますが、食育を推進する上で非常に重要な、健康分野を所管する保健福祉部や、教育分野を所管する道教委との間で、なお一層連携を強化して、積極的に食育の推進を図るべきと考えます。 併せて、知事の所見を伺います。</p>	<p>(知事) 次に、食品表示の適正化についてであります。消費者の方々の安全で安心な食品選択の機会を確保するとともに、信頼される北海道の食のブランドづくりを進めるためには、食品表示が適正になされることは極めて重要であります。 このような中、道では、食の安全・安心条例に定める重要な施策の一つとして「適正な食品表示の促進」を位置付けており、現在、検討を進めております条例に基づく新たな基本計画においては、食品表示の監視指導や食品表示法など関係法令の周知徹底などの取組を進めることといたしております。 また、今回のホテル等における不適切な表示に関しましても、今後、国が示す対策などを踏まえ、必要となる取組を計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。</p> <p>(食の安全推進監) 食の安全・安心の推進に関して、食育推進計画についてでございますが、食育は、生産者や消費者など関係者が連携し、地域ごとの特色を活かした活動が中心となりますことから、食育を推進するためには、地域の関係者が具体的な方向性を共有するための市町村計画を作成することが重要と考えております。 このため、道といたしましては、これまでも市町村計画の作成事例や、具体的な食育の活動事例を紹介するなどの支援を行ってまいりましたが、今後は、これらの取組に加え、市長会・町村会と一層連携を図るとともに、地域において、市町村長をはじめとする行政関係者や食育の有識者、実践者による懇談会の開催などを通じ、市町村計画の作成を促進していくと考えてございます。 また、食育は健康、教育、産業、環境など幅広い分野に関連いたしますことから、庁内に設置しております連絡会議を活用し、庁内関係者との情報共有や連携を図りながら、食をとおした健康の維持・増進、地域に根ざした食関連産業への理解と支援といった観点から、食育の一層効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。</p>

開催年月日 平成25年12月 4日（水）

質問者 公明党 吉井 透 議員

答弁者 知事、危機管理監

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 防災対策について</p> <p>(一) 市町村への支援について</p> <p>まず、市町村への支援について伺います。</p> <p>市町村における防災訓練の実施率は、本年7月に道が行った市町村アンケートの調査結果によりますと、過去5年間で129市町村と7割程度であり、また、防災訓練の課題として「マンパワー不足」をはじめ、「時間が確保できない」や「住民意識の低さ」、あるいは、「市町村において訓練ノウハウが不足」などの課題があったものと承知しております。広大な本道の場合、地震や津波による災害だけでなく、豪雨や河川氾濫などの自然災害の発生も十分あり得ることから、全ての市町村において災害を想定した訓練を実施する必要があり、さらには、防災教育を通じた意識啓発や知識普及も極めて重要であります。</p> <p>これらの地域における防災対策を市町村に任せるばかりでなく、道としても積極的に支援していくべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>(二) 国有施設の活用について</p> <p>次に、国有施設の活用についてであります。</p> <p>防災訓練や、災害時における住民避難においては、市町村が指定する避難所に住民等が避難することとなりますが、全道に6,000箇所以上ある避難所のうち、道有施設は道立学校を含め、約200施設あるものの、避難所の大半は小・中学校や公民館など、市町村の所有できる施設であると承知しております。</p> <p>例えば、道内にある国の出先機関の庁舎等のうち、耐震化された高層の国の合同庁舎などは、津波の浸水区域内であっても、避難施設としての機能を有するものであり、その活用は北海道の防災・減災対策の強化につながるものではないかと考えます。</p> <p>避難所等として道有施設を積極的に提供することはもちろんのこと、国有施設の活用について、道としてどのように考えているのか、所見を伺います。</p> <p>(三) 北海道防災対策基本条例について</p> <p>次に、北海道防災対策基本条例についてであります。</p> <p>北海道防災対策基本条例については、わが党との議論を踏まえ、自助・共助・公助を基本理念として打ち出すなど、当時としては先駆的な条例として、平成21年に制定されました。</p> <p>道は、今年度、この条例を見直すこととし、先般、北海道防災会議の専門委員会から、条例改正の方向性について答申を受け、現在、パブリックコメントを実施されていると承知しております。</p> <p>防災・減災対策は、ハード面とソフト面の両方の対策が必要ですが、災害がいつ、どこで発生するかわからない今日、まずは、比較的短期間で実行できるソフト面の対策の充実が特に重要と考えます。</p> <p>このような点を踏まえ、今回の条例の見直しは、どのような視点で行おうとしているのか、所見を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>市町村への支援についてであります。自然豊かで広大な本道においては、道民の皆様一人おひとりがその恩恵と災害の二面性というものを理解をし、様々な自然災害に備えていく必要があるところであり、日頃からの防災訓練や、幅広い層への防災教育が重要であります。</p> <p>このため、道では、今年度、防災教育に関して、市町村における課題などの把握に努めるとともに、有識者からなる検討委員会において、市町村に対する支援方策等について議論をいただいているところであります。</p> <p>道といたしましては、これらの検討結果を踏まえ、市町村がより効果的な防災訓練や、防災教育に取り組んでいくことができるよう、関係機関等のネットワークづくりやモデル的なテキストブックなどの作成・配付を行い、人材育成や相談対応、積極的な情報提供に努め、支援策を充実をして参る考えであります。</p> <p>(危機管理監)</p> <p>避難場所としての国有施設の活用についてであります。今後、本道周辺において想定される大規模地震が発生した場合には、津波到達まで時間的余裕が少ないケースも、懸念されるところでございます。</p> <p>このため、高台への避難に時間を要する平野部や背後に急峻な地形が迫る海岸部においては、強固で高さのある建物など、一時的な避難場所を確保することが、重要であります。</p> <p>こうした中で、釧路市におきましては、大津波警報時の一時的な避難場所として、国の合同庁舎などを指定しているところでありますが、建物の構造などの要件に合う国有施設を活用することは、防災対策の一層の充実につながるものと考えられますことから、道といたしましては、今後、こうしたご要望がある市町村の意向も十分に踏まえながら、国との調整を行って参りたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>防災対策基本条例の見直しについてであります。道では、平成21年に北海道防災対策基本条例を制定をし、災害に強い地域社会の実現に向けて、自助・共助・公助による防災政策の推進という基本理念の下、各般の防災対策に取り組んできているところであります。</p> <p>この度の条例の見直しにあたっては、北海道防災会議からの答申を受け、東日本大震災で明らかとなった課題や教訓を踏まえるとともに、近年の局地的な大雨や暴風雪、竜巻などの自然災害への備えを強化することが重要と考えております。</p> <p>このため、災害による被害を最小化する「減災」の考え方や女性や高齢者、障がい者など「多様な主体」の視点を反映するほか、様々な場面における「防災教育の強化」というものを盛り込むなど、これからの北海道の防災・減災対策の基本となる条例としてより充実した内容となるよう見直しを進めてまいる考えであります。</p>

開催年月日 平成25年12月4日
 質問者 公明党 吉井 透 議員
 答弁者 経済部長

質問要旨	答弁要旨
<p>五 エネルギー問題について 次に、エネルギー問題についてであります。</p> <p>(一) 小水力発電について(建設部) (吉井議員) まず、小水力発電について伺います。 今日、わが国におけるエネルギー政策が大きなターニングポイントを迎えている中で、道内における地熱や小水力発電、さらには木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用促進に向けた新たな取組を促進することは、極めて意義あることと考えます。 このような中、わが党は、先般、鹿児島県で開催された全国小水力発電サミットに参加し、行政や民間、大学などにおける小水力エネルギーを活用した事例などを視察し、関係者の方々から様々な取組を伺ってまいりました。 道においても、これまで、小水力発電の全道規模での導入に向けて取り組まれているものと承知しておりますが、是非、他県における先進的な取組なども踏まえ、小水力発電の活用について、さらに積極的に推進する必要があると考えます。 そこで、本道における道管理ダムや、農業用水などを活用した小水力発電の整備促進を図るため、道として、今後、具体的にどのような取組を展開されようとしているのか伺います。</p> <p>(二) 天然ガスの利用促進について (吉井議員) 次に、天然ガスの利用促進についてであります。 東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、わが国のエネルギー需要に大きな変化をもたらしました。 このような中で、天然ガスは、本道においても、都市ガスの原料として、その利用が徐々に拡大し、灯油、電気に次ぐ、第三の暖房エネルギー源として利用されておりますが、灯油などと比べると、その普及はまだまだ遅れている状況にあります。 天然ガスは、化石燃料としては、CO₂の排出量が少なく、また、アメリカなどにおける「シェールガス」の開発により、今後は価格の低下なども期待されております。 石油系エネルギーへの依存度が高く、一人当たりの温室効果ガス排出量が全国の約1.2倍となっている本道においては、天然ガスの利用を一層促進していくべきと考えます。 知事の所見を伺います。</p>	<p>(建設部長) 小水力発電に係る取組についてでございますが、道が管理する16のダムのうち、これまで5つのダムにおいて小水力発電を実施しておりますが、その他のダムにおきましても発電可能量や採算性などから事業化の可能性が高いと判断されるものについて、現在、現地調査を行い、発電規模などの検討を進めているところでございまして、今後、これらの結果を踏まえ関係機関と協議を行うなど、導入に向けて取り組むこととしているところでございます。 また、農業用水につきましては、本年3月に設立された北海道農業水利施設小水力発電推進協議会を活用して、本年度から土地改良区などが行っている導入調査に対し、情報の提供や技術的な支援を行うこととしているところでございます。 いずれにいたしましても、本道の豊かな水資源を活かせる小水力発電の増設は、再生可能エネルギーの活用拡大に資するものであり、積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>(経済部長) エネルギー問題に関し、天然ガスの利用促進についてでございますが、天然ガスは、二酸化炭素や窒素酸化物の排出が少なく、環境負荷が低いことや、世界的に広く賦存し、資源調達リスクが低いことなど、優れた特性を有するエネルギー源であり、道内でも、苫小牧市の勇払ガス田から供給された天然ガスが、家庭や事業所で利用されてきているところでございます。 また、昨年からは、北海道ガスによるLNG受入基地の運用が開始され、道内における供給安定性の向上が図られたところであり、北電によるLNG発電所の建設など、天然ガス利用に向けた動きも活発化しているところでございます。 道といたしましては、経済団体や民間企業で構成する「北海道天然ガス利用促進協議会」などと連携しながら、天然ガスを活用した、コージェネレーションなど効率の高い省エネ機器の普及啓発や、家庭用燃料電池の導入支援策の充実についての国への要請などを通じ、天然ガスの利用拡大を図ってまいりたいと考えております。</p>